

令和5年度（2023年度）
第3回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和5年10月25日（水）10:30～17:10

場 所：北海道第二水産ビル4階4S会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	渡部 要一	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	有村 幹治	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター上席研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長
総合政策部計画局計画推進課課長補佐

佐々木 敏
栗重 理香
ほか

1 開 会

2 議 事

議事（1）①

全員評価地区

07-01 水産基盤整備事業費 枝幸南部

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【水産林務部漁港漁村課】

（事業内容説明）

《 質 疑 》

【渡部委員長】

音標地区の防波堤については、当初、漁業者から聞き取りや波浪の状況などより、静穏させる必要があるものとして防波堤の延長を計画した。しかしながら、実際に静穏度を調べるシミュレーションの結果、想定とは異なり防波堤が3倍以上の延長となった訳であるが、事前には把握ができず、想定どおりの計算結果にならなかったということか。

【漁港漁村課】

お見込みのとおり。

シミュレーションの結果、想定どおりとはならず、防波堤の延長が伸びてしまった。

【渡部委員長】

海底の地形が複雑であるとか、既設の防波堤の反射や波の角度など、多くの条件が影響する。頭の中で想定しているようにはならず、難しさもあったかと思う。

【千葉委員】

徳志別地区であるが、他事業での実施検討により工種を廃止とあるが、この別の事業というのは既に計画されているのか。

さらに着手が遅くなる場合、漁業者に対する影響は大丈夫なのか。

【漁港漁村課】

計画について別事業にて既に進めているところであり、現地に対する影響は最小限といたく考えている。

【千葉委員】

竣工遅れはないか。

【漁港漁村課】

遅れは生じない。

【渡部委員長】

外防波堤 60m は本事業で整備すると思うが、他事業となった箇所は本来、どこを整備する計画であったのか。

【漁港漁村課】

(スクリーンにて対象の防波堤の箇所を提示)
整備内容は補修及びかさ上げとなる。

【中津川副委員長】

漁港内の排水工の計画変更であるが、道路事業の排水工指針等を準拠して、当初 30mm/h から 60mm/h に変更したことは理解できたが、他の地区もこうした考え方を踏襲しているのか。地域によってばらつきがあるとすれば良くない。

【漁港漁村課】

今後においても北海道は 60mm/h としていく。
なお、今回は枝幸観測所との比較も行っており、例えば地域の観測所の数値が 60mm/h を超えた場合は、その超えた数値で設計を行う。

【中津川副委員長】

現地の観測所が 60mm/h より少ない場合、60mm/h で設計するという理解でよいか。

【漁港漁村課】

そのとおり。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事 (1) ②

渡部委員長担当地区 (専決地区)

07-02 水産基盤整備事業 新尾岱沼

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

(資料 3 により事業概要説明)

【渡部委員長】 (専決理由)

(新尾岱沼)

事業計画の必要性に変更はなく、現地の状況を精査した結果、若干の変更は生じていたが、大きなものではない。

また、変更後の B/C を見ても 1 以上が確保されており、特段の問題はないものと考え、専決と判断した。

千葉委員担当地区（専決地区）

07-03 水産基盤整備事業 乙部

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

（乙部）

必要性、推進上の課題、事業達成の見込みについては、当初から変更はない。

また、令和3年に事業期間を2年延伸しているが、シャケの定置網漁に配慮する必要から工事の停止期間が2ヶ月から5ヶ月となったことが理由である。

次に事業費が増額した理由であるが、自然災害の発生から土砂運搬経路の迂回が必要となり1億円の増となるほか、必要な規格を持つコンクリートポンプ車の管内手配ができず、陸から船によるコンクリート打設へ変更し1.1億円の増としている。その他、積算基準の変更によりクレーン船の規格の変更が生じ4.8千万の増としている。

いずれもやむを得ない変更と考えられ、進捗においても大きな遅れもなく、B/Cも1.09と1以上が確保されていることから、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら2地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（1）③

渡部委員長担当地区（専決地区）

07-04 漁港海岸保全事業費（高潮対策事業）尾岱沼漁港海岸

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【渡部委員長】（専決理由）

（尾岱沼漁港海岸）

事業の必要性等については十分に認められる一方、総事業費に対して増額が大きく見えるが、これについては、地盤沈下対策に対する構造形式の変更などが生じた結果としている。

なお、増額については事前に把握するのは難しくやむを得ない変更であること、十分な事業効果が確保されていることから、特段の問題はないと考え、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）④

厚井委員担当地区（専決地区）

07-05 治山事業費 恵山

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【厚井委員】（専決理由）

（恵山）

昭和 53 年から対策が行われていたが、施設の老朽化が進んでおり、平成 25、28 年には落石による被害も生じているなど、それらを契機に本地区が事業化されている。

今回の増額理由であるが、当初計画では既存施設を活用する予定であったが、滑り面の位置が想定から外れていたことや不安定土砂の流動から対策内容を変更している。

これらの変更は妥当性を確認しており、B/C も 1.63 と十分に確保されていることから、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑤

柏木委員担当地区（専決地区）

06-01 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））北竜南 1

06-02 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））二股第 2 南

06-03 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））新篠津北

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【柏木委員】（専決理由）

3 地区はいずれも水稻を中心とする水田地帯の整備である。

（北竜南 1）

事業費の増額について、用水路が 5 億円、区画整理が 3 億円、測量試験費が 2 億円の増とし、全体で 11 億円の増額としている。B/C については、コスト増の影響から 1.26 とやや前回からは下がっているが、事業の延伸もなく R8 完成が見込まれるとのことから、専決と判断した。

（二股第 2 南）

用水路の延長減に対して軟弱地盤対策が生じたことから 5.5 億円の増としている。区画整理については、離農等に伴う新たな農地整備が生じており、3.5 億円の増額が生じている。

いずれも事業の目的を達成する上で必要な増額であり、B/C も 1.22 であることから、専決

と判断した。

(新篠津北)

本地区は泥炭地であり用水路の不等沈下に対する対策工が必要となったほか、排水工の切深不足を解消するため増額が生じている。また、区画整理については、現場発生土を使用して畦畔盛土を予定していたが、材料不良のため購入土対応とし増額が生じている。これらの変更より総事業費は10億円未満から13.8億円に増額されている。B/Cは1.18と低下しているものの1以上が確保されていることから、専決と判断した。

千葉委員担当地区（専決地区）

06-04 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））滝野

06-05 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））るもい

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

（滝野）

全体で4億円の増であるが、そのうち半分2.2億円は資材、労務費の上昇による自然増としている。自然増以外の増額内容であるが、土地の流動化による新たな整備の追加や残土運搬距離の増、軟弱地盤に対する仮設工追加より、それぞれ増額が生じている。

なお、事業の進捗では大きな遅れはなく、B/Cも若干減少しているが1以上を確保しており、専決と判断した。

（るもい）

3.8億円の増となるが、半数以上が資材、労務費の上昇による自然増となる。排水路の切深不足や軟弱地盤対策等による増額が生じているものの、大きな遅れもなく予定どおり進捗できると聞いており、B/Cも2.09と高く、専決と判断した。

【中津川副委員長】

二股第2南地区であるが、受益戸数が22戸から18戸に減っている。
将来的に営農者がいなくなる恐れはないのか。

【農地整備課】

将来的に営農者がいなくなる恐れについては、回答は難しい。

なお、当該地区の受益戸数の減少については、離農ではなく農地の流動化に伴い受益から外れた結果である。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら5地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑥

柏木委員担当地区（専決地区）

06-06 道営農村総合整備事業費（中山間地域農業農村総合整備事業） 浦河中部

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【柏木委員】（専決理由）

（浦河中部）

本地区は軽種馬生産による営農であり、牧草地を多く含んでいる地域である。区画整理で2.4億円の増が生じており、当初計画から盛り込めなかったのかという疑問があるが、本地区は馬の生産が伸びており、新たに取得した農地が増えたこと、大雨被害を契機に整備を希望する生産者が増えたことが理由となる。

なお、用地交渉で工期延伸が1年ほど生じているが、計画どおりにR8年に完了できる見込みであり、B/Cも1.60を確保していることから、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑦

千葉委員担当地区（専決地区）

06-07 道営農地防災事業費（海岸保全施設整備事業）丸松1

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

（丸松1）

総事業費であるが、9億円から14億円へ増加している。主な理由として計画延長を350mから410mに変更し1.4億円の増とするほか、仮設計画の見直しにより3.4億円の増、資材、労務費の上昇に伴う自然増が生じている。

なお、本地区の計画区間以外の整備予定を確認したところ、災害復旧事業として860mの防波堤が整備されているほか、令和23年以降には離岸堤を整備する予定とするなど、エリア全体としての侵食対策が計画されている。

また、本地区については大きな遅れもなく、B/Cも2.86と十分に確保されていることから、専決と判断した。

渡部委員長担当地区（専決地区）

06-07 道営農地防災事業費（海岸保全施設整備事業）小清水2期

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【渡部委員長】（専決理由）

（小清水2期）

本地区は既存の護岸が構築されており、整備に当たっては既設ブロックの再利用が計画されていたが、ブロックの破損が多く見られたことから、新たにブロックを製作することとし、増額が生じている。

これらは、現地の状況に応じたやむを得ない変更であると考え、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら2地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（1）⑧

有村委員担当地区（専決地区）

08-01 道路改築事業費（特定道路事業交付金）名寄遠別線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【有村委員】（専決理由）

（名寄遠別線）

費用対便益でこうした事業を評価すると、走行時間短縮が大きな便益となる一方、路線が持つ事業の必要性が分からなくなる。本路線の効果としてはネットワークの形成、医療機関のアクセス、異常気象による孤立、自然災害の備えが上げられる。

なお、本路線が整備されない場合、遠別中川線しかアクセスする道路がなく、災害時における代替路線を早急に繋げる必要がある。

また、今回の計画変更については、橋梁からカルバートへの変更することで6億円のコストダウンを図りB/C=1.20を確保していることから、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑨

有村委員担当地区（専決地区）

08-29 都市計画街路事業費（社会資本整備総合交付金）3・3・20 永山東光線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【有村委員】（専決理由）

（3・3・20 永山東光線）

整備箇所であるが、南永山駅の真横にある跨線橋となり、この跨線橋を整備することで、踏切の一時停止に伴う年間４万５千人時間、踏切の遮断に伴う年間６千人時間の損出がそれぞれ解消される。問題は $B/C=1.05$ という低い数値であるが、担当課により感度分析を行った結果、事業費が±10%、事業期間が±20%であっても $B/C=1.0$ 以上が確保されている。

なお、駅横の交差点の踏切を跨線橋とし、危険性を解消する重要な事業であることから、専決と判断した。

中前委員担当地区（専決地区）

08-30 都市計画街路事業費（社会資本整備総合交付金）3・4・111 基線通

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【中前委員】（専決理由）

（3・4・111 基線通）

事業費の主な変更理由であるが、JR委託となる橋梁部についてJR側の担当者が計画部門から実施部門に変更したタイミングで事業内容が大幅に変更となり、費用が大きく増加したと説明を受けている。これについては、JRとしても乗車客が多い重要なエリアとなるから、工事中に万が一何かが起こって、運行に支障がおきないように慎重に判断されたものと考えられる。

今後の協議に対してはJR側の担当者が変更になったから事業内容の大幅変更になるといったことが起こらないよう、計画段階からしっかり事業内容を詰めて頂くことに留意いただきたい旨、担当課へお伝えしている。

なお、費用対効果 B/C は1.02と当初よりも費用が増えたことで、ぎりぎりの値となっているものの、重要な路線であることを鑑みて、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら２地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑩

全員評価地区

08-08 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業 安平川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【建設部河川砂防課】

（事業内容等の説明）

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

安平川と勇払川の背割堤の必要性について、右岸側の周囲堤がない場合には、勇払川の上流側までバックウォーターの影響を受けることとなる。その場合、既設の堤防では高さが足りないことから、堤防のかさ上げが必要となるという理解でよろしいか。

【河川砂防課】

そのとおり。

【中津川副委員長】

その説明が分かるように水位を示して説明いただきたい。

【河川砂防課】

（縦断図をスクリーンに示して説明）

【柏木委員】

補足説明資料の13ページと14ページの浸水域が異なっている。14ページでは勇払川の右岸上流側の市街地まで浸水域とされているが、13ページの浸水域はそこまで及んでいない。この違いは何故か。

【河川砂防課】

13ページについては、本事業を実施していない場合、つまり周囲堤を施工していない場合の浸水域となる。一方、14ページは本事業において、周囲堤のうち、背割堤を実施しない場合であり、出水時に周囲堤内の水位が上がるが、その箇所の既設堤防高が低いいため勇払川の上流側の市街地まで浸水が及ぶということである。

【柏木委員】

背割堤までを整備することにより、勇払川上流の市街地に浸水被害は及ばなくなるということか。

【河川砂防課】

そのとおり。

【厚井委員】

補足説明資料13ページ示す氾濫域は計画降雨165mm/日の規模のものか。

【河川砂防課】

そのとおり。

【厚井委員】

H13に発生した64mm/日では、浸水被害が生じなかったということだが、たった1mmで氾濫する、若しくはしないまで変わるものか。

【河川砂防課】

雨の降り方の影響であり、164mm/日は計画の165mm/日の降雨波形に比べて、だらだらとした降り方であり、出水が小さかったものと思われる。

【厚井委員】

では、その波形を見せていただきたい。

【渡部委員長】

本日その資料をお示しできないのなら、後日、お見せいただきたい。

【厚井委員】

補足説明資料の盛土法面勾配の設定であるが、厚真川混合土、苫小牧中央IC残土の検討がなされており、混合土の方が粘着力0 kN/m²になっている。ざくざくとした土質かと思われるが、粘着力0とは一体どういうことか。

【河川砂防課】

調べて後日、回答したい。

【渡部委員長】

事業の継続に影響する話ではないが、こうした細かな数値に係る根拠は大事であるので、後日ご回答いただきたい。

恐らく、厚井委員の発言のとおり、厚真川混合土は粘着力0と言っても、拘束厚依存性や破砕性があると、見かけ上は粘着力があり、そうした数値も見るのではということかと思われる。ただし設計上は安全側として数値を見ない場合もよくあること。そうした考え方を整理し、我々に示していただければと思う。

【厚井委員】

苫小牧中央IC残土の粘着力についても併せてお教えいただきたい。

【中津川副委員長】

雨量の数値が同じでも、雨の降り方によっても出水に違いが生じる件については、過去のパターンを引き延ばして、一番安全側で計画をしていることから問題ないという考えを示していただければと思う。

もう一つであるが、この地区は河口の近くであるので、潮位の影響もある。最終的に水位で決まる話であり、流量と潮位の影響を安全側に設定したかという考え方をを見せていただきたい。後日、併せてご回答いただきたい。

【中津川副委員長】

続いて、評価調査であるが、進捗率が38%というところ。長期に亘る事業ということであり、1950年に採択され73年が経過、2043年完成の見込みとしている。現在の残事業費を残りの期間である20年で割ると、1年あたりの事業費が約40億円に及ぶ。今までは、千歳川放水路の件もあり計画が停滞するような要因もあったが、本当に2043年完成という見込みになるのか。

【河川砂防課】

用地補償費が大きなウエイトを占めている。用地買収を確実に進めていく。

【中津川副委員長】

用地買収が進んでいけば、整備も加速するということか。

【河川砂防課】

その見込みである。

【渡部委員長】

現地視察では試験盛土がしっかりとされている印象を受けた。

一方で軟弱粘土層に二段目まで盛土されていたが、三段目まで盛った場合、圧密降伏応力の余裕はどれくらい見込んでいるのか。三段目を盛った場合、沈下が始まり状況が大きく変わったという話はくれぐれもないようにしていただきたい。

【河川砂防課】

留意してまいりたい。

【厚井委員】

盛土材の比較となる厚真川混合土、苫小牧中央 IC 残土であるが、経済性はどうかなのか。

【河川砂防課】

運搬距離は苫小牧中央 IC 残土の方が近い。さらに厚真川混合土は混合土なので、新たに混ぜ込む土が必要となり、苫小牧中央 IC 残土の方が明らかに経済性は高い。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑪

中前委員担当地区（専決地区）

08-02 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）月寒川
08-05 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）余市川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【中前委員】（専決理由）

（月寒川）

本地区は平成 26 年の浸水被害を契機に計画されている。今回評価では詳細調査の結果から軟弱地盤に伴うやむを得ない施工費の増額が生じている。

なお、今後は大きな増額となる要素はないこと、用地買収についても 1%の進捗であるものの大きな支障はないことが確認できたことから、専決と判断した。

(余市川)

道外の災害となるが、洪水発生時において天端舗装がされている場合の被害が少なく、全国的な傾向として堤防の天端舗装が行われている。

本地区でも堤防の天端舗装を追加することで増額が生じているが、災害時に粘り強い堤防が整備されること、費用対効果 B/C も 4.86 と高い値となっていることから、専決と判断した。

渡部委員長担当地区（専決地区）

08-03 広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）新川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【渡部委員長】（専決理由）

（新川）

築堤工における樋門等の耐震化で 14.8 億円の増としている。

札幌市の北部にある新川沿いの住宅地を守るという非常に重要な事業であり、着手から 70 年経過していることは決して良いことではないが、事業の必要性は明らかにあること、B/C も 1 以上が確保されていることから、専決と判断した。

中津川副委員長担当地区（専決地区）

08-04 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）利根別川

08-07 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）松倉川

08-09 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）富良野川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【中津川副委員長】（専決理由）

（利根別川）

岩見沢市の市街地を流れる河川であり改修の必要性は十分にある。また、今回の変更では遊水地を整備することで国道橋の架替を取りやめ、社会的な影響を最小にしている。他には軟弱地盤対策、樋門の耐震化など、併せて 41 億円の増が生じている。

事業期間が長くなっていることは問題であるが、遊水地を整備するということは評価に値すると考えている。通常、河川改修では掘削して護岸としているが、遊水地の場合、河川スペースを確保し、治水を行うとともに新たな環境機能などのストック効果が生まれる。

長期に亘る河川事業であるが、R15 年の完成まで着実に事業を進めていただきたく、B/C も 7.09 と非常に高いことから、専決と判断した。

（松倉川）

函館市の東部を流れる川であり、かつてはダム計画もあった地区である。この地区も遊水地を整備することとされており、利根別川と同様に評価している。変更としては軟弱地盤対策等により 75 億円の増が生じているが、B/C は 6.68 と十分に高く、R17 年の完成に向け、着実に事業を進めていただきたく考え、専決と判断した。

（富良野川）

本河川は主に農地を流れる河川となる。今回の変更点であるが、ヌッカクシ富良野川分水

路において地下水低下対策工の追加とある。これは分水路箇所掘削により地下水位の低下を防ぐため止水壁を設けると対岸からの水の流れも分断されてしまうので、逆サイフのような構造物を新たに追加することとしている。その他、土砂運搬の距離増に伴い64億円の増額が生じているが、B/Cは3.61と高く、R21年の完成に向け着実に事業を進めていただきたく考え、専決と判断した。

有村委員長担当地区（専決地区）

08-04 広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）朱太川

08-13 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）斜里川

08-16 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）帯広川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【有村委員】（専決理由）

（朱太川）

前回評価から12億円の増額としている。変更内容であるが、鮎の産卵床やカワシンジュガイの生息地を保全するため、河川の掘削方法を変更することにより5.5億円の増としている。その他、環境モニタリングのための調査費に4.6億円の増とするなど、いずれも妥当な変更と判断している。

B/Cについては、浸水するおそれのある家屋数がやや少なく2.06と他の2地区と比べ低いものの1以上が確保されていることから、専決と判断した。

（斜里川）

前回評価から20億円の増額としている。変更内容であるが、掘削土の運搬距離の増により4.2億円の増、樋門構造が剛構造から柔構造に変更されたことにより9.4億円の増、その他、環境モニタリングの実施や資材・労務単価の上昇による増額が生じているが、B/Cは10.49とかなり高い数値となっており、専決と判断した。

（帯広川）

前回評価から12億円の増額としている。変更内容であるが、堤防天端の舗装箇所の増、掘削土の運搬距離の増や資材・労務単価の上昇などによりそれぞれ増額が生じている

また、このエリアにはナショナルサイクルルートトカプチ400があることから、川沿いルートとして相乗効果も考えて整備していただきたい旨を担当課へ伝えている。

なお、浸水するおそれのある家屋32,371戸→0戸とし、B/Cは46.38と非常に高いことから、専決と判断した。

厚井委員担当地区（専決地区）

08-10 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）牛朱別川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【厚井委員】（専決理由）

（牛朱別川）

計画区間41.4km、経過年数74年と非常に長い事業になっている。前回評価からの変更であるが、取水施設に関する構造令改定により固定堰を可動堰に変更する必要が生じ、19億円の増としている。その他、土砂運搬の距離増に伴い掘削工が13億円の増、資材・労務単価の上昇で13億円の増としている。

合計で 49.4 億円増えているが、B/C は 18.67 と高いことから、専決と判断した。

千葉委員担当地区（専決地区）

08-11 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）古丹別川
08-14 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）無加川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【千葉委員】（専決理由）

（古丹別川）

前回評価からの総事業費の増額は 31 億円としている。内訳であるが、掘削土が粘性土であったことに伴う受入地の変更で 19 億円の増、遊水地において雨水の流入対策工の検討が必要とされ 6.7 億円の増、その他、資材・労務費の上昇で 5.5 億円の増としている。

事業期間については他の河川事業と比べて 14 年とそれほど長くはない。現在の進捗については、遊水地以外はあまり進んでいないが、まずは効果の大きい遊水地を先行して整備を行う計画としている。B/C については、当初 1.47 であったが、マニュアル変更に伴い農地便益が増えたことで 3.11 と上昇している。

その他、計画雨量は 2 日間で 150mm と設定しているが、H26 年には 2 日間で 190mm と計画雨量の超過が確認されたことから、専門である中津川副委員長へご確認いただいた。その結果、H26 年は H28 年のように集中した降雨ではなく、長時間に亘りだらだらとした降雨であり、計画時の設定には問題はないという見解をいただき、専決と判断した。

（無加川）

前回評価からの総事業費の増額は 87 億円と大きい。その内訳であるが、河床低下に伴う床止め、覆礫対策、護岸工の根入れ長の変更により 66 億円の増額としている。

河床低下については、平成 24 年から北海道開発局や北見工業大学等と勉強会を実施するとともに H27 年から北海道開発局区間で試験的に帯工による対策工が実施され、その効果をモニタリングしている。

その他、橋梁の余裕高不足が 2 カ所確認され、橋梁掛替により 7.4 億円の増、掘削残土の重金属等処理に 1 億円の増、資材・労務費の上昇に伴う自然増で 12 億円の増としている。

なお、全体の進捗状況 72%に対して、掘削工の進捗が目立って低い。これは河床低下に伴う対策工の額が大きいことが影響しているが、今後の進捗において支障にはならず、B/C も 1.64 と 1 以上が確保されていることを考慮し、専決と判断した。

柏木委員担当地区（専決地区）

08-12 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）頓別川
08-15 大規模特定河川事業費、広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）利別川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【柏木委員】（専決理由）

（頓別川）

計画変更であるが、掘削工で 17 億円の増額が生じており、うち残土の運搬距離の増に伴う増額が 15 億円と突出している。その他、橋脚における仮締切工の変更、樋門 2 基の追加、資材・労務費等の上昇に伴う自然増など、合計で 28 億円の増額としている。

なお、全体進捗率は 85%、経過年数は 72 年とし、今後 12 年間で完成予定としている。B/C はマニュアルの見直しに伴い 7.27 へ上昇しており、変更についても問題はないと考え、専決と判断した。

(利別川)

変更内容であるが、この地区も土砂運搬の距離増に伴い 8.5 億円の増額としている。その他、樋門の耐震性照査に関する測量設計費及び築堤工の増、資材・労務費の上昇による自然増を合わせて、全体で 30 億円の増額となっている。

変更についても大きな問題となるものはなく、B/C は 6.64 と前回評価から上昇していることから、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら 14 地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事 (1) ⑫

中津川副委員長担当地区 (審議地区)

08-20 通常砂防事業費 (大規模特定砂防等事業補助) パンケ新得川

【事務局 (総合政策部計画推進課)】

(資料 3 により事業概要説明)

【中津川副委員長】 (審議のポイント)

本地区は 2018 年に事業採択され、砂防堰堤を整備する計画であるが、事業規模に対し明らかに進捗が遅く今まで何をやっていたのか疑問が生じている。評価調書の進捗状況では、平成 30 年から 3~4 年かけて測量設計とし、ようやく令和 3 年に補償費が計上され砂防堰堤工に着手している。担当課へ確認したところ、調査に時間がかかったこと、様々な変更要因が出て本工事の着手が遅れた旨の説明であった。

考えてみると、2016 年、パンケ新得川は連続した台風により災害が発生した場所にあり、下流側では、JR の鉄道橋が被害を受けて 3 ヶ月ほど寸断したほか、橋が落ちて亡くなった犠牲者もいる。当時を思い出すと、こうした災害が多発し、その中の一つとしてこの地区が事業化されたということである。

ポイントとしては、当初にしっかり計画を練って、費用を積み上げて事業化することが普遍的であるが、総事業費を 10 億円未満の 9 億 5,000 万円とし、事前評価を受けていない。作画的とは信じたくないが、そうした地区が数多く見受けられる中、やむを得ず、緊急的に事業化した地区の一つではないかと見られる。

一方で、同時に災害が多発するということは、職員の手が回らない、これは道庁の技術職員やゼネコン業者の不足、あるいは資材も確保できないことが想定される。さらには昨今という働き方改革もあり、災害が発生したからといって、無理な仕事を押しつけるとブラック企業と見られてしまう。これらを踏まえると、単に当初計画の精度を上げるといったきれい事だけの話にはならない。

大きな災害が多発的に発生したときは、自分の力だけではなくて、様々な支援体制を築き、ネットワークの中で対応することが必要である。今回そうした検討をしないと、大きな災害が起きたときに、また同じ問題が起きるのではないかと懸念している。

こうした視点からも委員の皆さんからご意見をいただきたい。

【建設部河川砂防課】

(事業内容等の説明)

《 質 疑 》

【中津川副委員長】

事業の必要性や砂防ダム費用を見ると、本地区は専決で何ら問題ない。ただし、地元から早期完成を望まれているのかかわらず、変更が生じ事業着手が遅れるなど、早期完成に応えられていない。そのことが問題である。

一つは、事業を立ち上げる際の精度を上げていくという話、これはどんな事業でも共通する当然の話である。もう一つは災害関連緊急事業を活用すること、災害復旧事業というのは、皆さんご存じだと思うが、原形復旧しかできない。一方で関連して現況復旧以上の整備ができるのは災害関連事業である。そういう制度を活用するのが一つの考え方としてある。

ただし、私が考えるのは、そのような制度があるとしても、事業を立ち上げるのは大変な手間が掛かり、マンパワーが足りない、それを受ける業者がいないといった問題が危惧される。そこを乗り越えるためにどうするか、胆振東部地震の際には、国による直轄整備により助けてもらったという事例もあるが、リエゾンとか、テックフォースなど広域支援の枠組みもあるので、そこも加えていただきたい。

【有村委員】

2018年の台風被害に関する事業については、9億9千万円とか、事前評価の対象とならない10億を超えないギリギリの地区が結構ある。おかしな言い方かもしれないが、災害対応ということもあり、何よりもスピード感が優先されたのではと思われる。

担当課説明では細部のところで現地確認等が不足していたとの説明であったが、結果的に総事業費70～80%の増額が多く見られている。

言いたいことは、事前評価を受けるよう事業を構成すると、事業着手に遅れが生じてしまうことが一番の問題になるのではないかと。それとも単なる偶然の一致か。

【河川砂防課】

災害が起こった後にすぐに立ち上げることが必要とされる中、準備不足が生じていたと考えている。公共事業を立ち上げる際には、道の単独費による調査を実施して、国に申請している。そうした中で調査不足というところが否めない。結果として、交付金が入って詳細調査を実施した結果、多くの地区が大幅な増額となったという認識である。

【中前委員】

今後の対応方針で調査等を十分に実施するとしているが、調査費が道単費で少額な中、本間に精度が上がるのか疑問である。

なお、災害事業の申請に準じて当初の土捨場までの運搬距離を2kmと設定しているのは、災害の場合、スピーディに対応するため、実際に土捨場があるかないかではなく、2kmというのが決められた数値としてあると思っているが、その辺りを教えていただきたい。結果としては2kmと想定していたのが、21.5kmで10倍になり、運搬費用が増加したということなのであれば、当初2kmの設定が正しかったのかということも考えていかなければならない。

また、対応方針案の記載に対し、今までできておらず、今後できるのかといったところも併せて教えていただきたい。

【河川砂防課】

運搬距離の関係であるが、災害の場合2kmというのは、取り急ぎ2kmで積んでおいて、後で変更しても構わない旨、災害手帳には書いてある。ただし、それは手続き上の話であり、決して2kmが正しいということではない。そもそも現場の砂防ダムから2km先に平場があるのか、無いのかということはずぐわかる話でもある。地元要望を受けての新規事業であることから、協議の手間は掛かるが、役場との協議により残土処理場やストックヤード等を選定

していきたい。

次に今まで出来なかったことが今後出来るのかというご指摘だが、例えば近傍に同じような施設があれば、近傍施設の規模感や地盤状況は台帳を見れば確認はできる。そうした情報を使い、最初から基礎処理工や地盤改良工を設計費に計上するなど、事業採択後に調査費が増額とならない方策を考えている。また、国への新規事業の申請に当たっては、全体計画の策定が1月までであるので、具体的なチェックリストを作成し、必要な調査費等に漏れがないか点検するなどしていきたく考えている。

【渡部委員長】

当初計画の精度の向上について、只今の話も精度を上げるものの一つである。

また、本地区は当初計画における総事業費は10億未満であり、その後の増額も10億に至らないことから、5年経過で今回の再評価に上がってきている。当初から精度を上げた場合、総事業費は10億を超え、事前評価を受ける必要が生じ、事業採択が遅れてしまうことも考えられる。

現行の実施方針においては災害復旧等の事業であれば、公共事業評価の対象外としているが、災害復旧等の枠を活用できない場合もあり得る。一方で通常の公共事業費枠で実施した場合、事前評価を受けることで事業着手が遅れるといった悪い影響がある。この辺りは我々の方でも議論していかなければならないと思う。

事業を進める担当課においては、中津川副委員長からのコメントも踏まえて、今回の点について反省をしていただき、今後精度を高めるということに努めていただきたい。

なお、我々、評価委員会としては、もし災害が起こったときに同じことが起こってしまうのはよろしくないと考えている。例えば、総事業費が10億を超えていても、災害関連などの緊急性がある地区の場合には事前評価を受けずに事業採択を迅速に行う。その後、計画の精度を高めたところで5年と言わず再評価を行えば、こうした問題にも柔軟に対応できるのではないかとと思われる。

【中津川副委員長】

私も委員長の意見に賛成である。激甚災害などであれば、災害復旧を優先したスピード感、そういうものを重視した評価の枠組みがあっても良いと思う。

【渡部委員長】

他の委員もよろしいか、宿題については事務局の方とやりとりをしながら、今後について考えていきたい。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事(1) ⑬

全員評価地区

08-18 通常砂防事業費(社会資本整備総合交付金) 厚内川

【事務局(総合政策部計画推進課)】

(資料3により事業概要説明)

【建設部河川砂防課】

(事業内容等の説明)

《 質 疑 》**【有村委員】**

保全対象の施設について公共施設等の中に道道が入っているが、市道や国道などについては、マニュアルとしては便益の対象にならないのか。

【河川砂防課】

町道は含まれているが、国道については、ここの地区は通っていない。
また、国道も便益の対象になる。

【渡部委員長】

令和3年4月の一番水位が高くなった時の写真だが、もともと河床の高い川であることを現地で確認している。我々見に行った時というのは、令和3年の写真の後、維持管理で河床の土砂を除去した後か。

【河川砂防課】

除去して、少し時間を置いた後の状況である。

【中津川副委員長】

支川の遊砂土工であるが、必要な整備量が11,400 m³に対して、設計後の実際の数値を算出すると11,850 m³で、450 m³オーバーとなる。事前説明でも丸め誤差の関係は聞いていたが、通常これぐらいの差は出るという理解なのか。

【河川砂防課】

この計画より低いと100%の効果が発揮できないので、それ同等もしくはそれ以上のものを検討する中で、設計上どうしても丸めの数値が出てくる。計画とぴったり同じような数量にするのは非常に難しい。

【中津川副委員長】

許容範囲としてはどうなのか。

【河川砂防課】

特段、許容範囲の決めはない。お示ししているスクリーンの左側が上流、右側が下流。上流に向かって土砂を貯めていく。この中で11,400 m³を貯める形になっている。施設の高さを検討する上で施工性を考慮すると、どうしても10cm単位で設計する関係上、丸めの数値差が生じる。

【中津川副委員長】

10cm単位で設計する関係上、一番近いところを取るという説明で理解できた。

【柏木委員】

本流にも同じ施設があるが、そちらは変更ないのか

【河川砂防課】

シイアップナイ支川だけの変更である。

【柏木委員】

なぜこのようなことを聞くかということ、精密な調査をして変更になったと思うが、片方は

基本的な設計だけでうまくいった成功事例であり、支川においては修正しなければならない事例となる。先ほどの話でも、事前の計画の精度が悪いというお叱りを受けたと思うが、片方はOK、もう片方は見直しとなっている。

変わって質問であるが、厚井委員からの質問でトータルの土砂運搬距離であるが、最初は56 km、右は62.9 kmで長くなっているが、土砂運搬には何kmまではいくらという段階的な計算があるのか。

【河川砂防課】

段階的な計算として、積算区分がある。

【柏木委員】

了解した。

次に土砂整備率の収支図であるが、結局、許容範囲内で土砂が流れるということは理解できたが、それ自体に許容量はあるのか。

【河川砂防課】

一般的な許容土砂量は、生産された土砂に対して5~15%の範囲である。本地区の場合約5%としている。

【柏木委員】

その数値が示されていないと、本当に許容内なのかどうか分からない。

【河川砂防課】

許容土砂量というのは、支川の場合、11,400 m³を止めて、許容として16,000 m³を出す。

【柏木委員】

その16,000 m³というのが許容基準内なのか。遊砂地工で止めた分を差し引いて、流れだすのが16,000 m³。その数値が許容量ですということは、どこを見れば良いのか。

【河川砂防課】

この許容量自体が、何かで示されているというわけではなくて、推計砂防と言って流域内の土砂収支を計画上考える際、仮に保全対象があるところを基準点に設ける訳であるが、その地点までに土砂量をどれだけ止めるのか計画を立てる。その基準点までに仮に国の指針に示されている5%から15%までを許容土砂量としている。

【柏木委員】

5%~15%がどれくらいなのかという質問である。

【河川砂防課】

支流の216,900 m³、本流の279,700 m³の合計生産量の概ね5%が、30,300 m³という考え。

【厚井委員】

先ほどの土砂運搬については、砂防事業としては、費用が増えていて道路事業としては、コスト縮減となり、全体として縮減に繋がっているという理解であるが、初めて聞いた説明である。

事業間の調整でコスト縮減が図られることは他にも色々できそうな気がする。かなりレアなケースなのか、その辺りの感覚を教えてください。

【河川砂防課】

公共工事から出る副産物については、基本的には流用するのが原則である。他工事に流用してトータルコストを下げることは基本的な考えである。土砂バンクと言って、この工事で

何³m、土砂搬出の時期を皆で共有する仕組みもある。工事の種類によっては、タイミングが合わないことも多く、役場にストックヤードということで、一時的に土砂を置かせてもらうケースもある。土砂が出るタイミングや河川や砂防では土質によっても使いやすい、使いにくいなど、色々ある。タイミングが合えば、今回のように道路工事で流用できる。

なお、本地区の場合は現場も見ていただいたが、斜面から少しずつ土砂を出しているの、なかなかタイミングが合わないということで、このような仕組みになった。工事間の流用自体は一般的に実施している話である。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（１）⑭

厚井委員担当地区（専決地区）

08-17 通常砂防事業費（社会資本整備総合交付金）車止内川

08-23 火山砂防事業費（社会資本整備総合交付金）ピリカ富良野川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【厚井委員】（専決理由）

（車止内川）

堰堤工１基を床固工に変更した理由であるが、地形調査の結果、大規模な切土が発生し、地権者の合意が得られなかったことから、土地を大きく改変しない床固工を採用している。

また、整備する堰堤３基のうち１基については、上流側の溪流の関係で位置が変更されている。B/Cは1.69と1以上が確保され、変更内容も妥当と考えられることから、専決と判断した。

（ピリカ富良野川）

砂防堰堤工について当初想定していた地盤支持力不足が確認され堰堤の拡幅・増工としたほか、農業用のパイプラインの補償が生じており、それぞれ増額としている。

B/Cは1.62ということで1以上確保されており、変更内容も妥当と考えられることから、専決と判断した。

渡部委員長担当地区（専決地区）

08-19 通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業補助）珊内川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料３により事業概要説明）

【渡部委員長】（専決理由）

（珊内川）

事業費の増額であるが、設計基準の改定に伴う鋼材量の増など資材高騰の影響もあり増額

が生じている。特に問題になるような変更ではなく、事業の必要性も十分にあることから、専決と判断した。

中津川副委員長担当地区（専決地区）

08-21 通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業補助）九号川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【中津川副委員長】（専決理由）

（九号川）

この地区も2016年の災害で被害を受けた箇所である。総事業費9.4億円で事業採択され、ようやく工事目途が見えてきた地区となる。

なお、審議地区であったパンケ新得川と同じ問題を抱えている地区であり、担当課から説明のあった対応方針を進めていただきたい。

事業の必要性については十分に認められるものであり、B/Cも1.21と1以上が確保されていることから、専決と判断した。

有村川副委員長担当地区（専決地区）

08-22 通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業補助）パンケヌシ川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【有村委員】（専決理由）

（パンケヌシ川）

砂防堰堤工の6号、5号のうち、6号堰堤は補償林道が非常に長く、13億円の補償工事が別途発生する。このことから、6号堰堤の整備を取りやめ、既存の5号堰堤の改良を行うこととし、コストダウンを図っている。

事業効果については、1.05と際どい値となるが、アウトカムを見ると被災するおそれのある家屋が1戸しかなく、非常に便益が出にくい地区かと思われる。ただし、国道274号及び国道橋がこの地区の真下にあり、被災すると社会的な影響が大きい。B/Cは低いものの事業の必要性は非常に高いものと判断し、専決とした。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら5地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（1）⑮

厚井委員担当地区（審議地区）

08-26 急傾斜地崩壊対策事業費（社会資本整備総合交付金） 札幌西野9

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料3により事業概要説明）

【厚井委員】（審議のポイント）

審議地区とした理由について、説明させていただく。

前回の本委員会でもご意見があった訳だが、当初の事業費 9 億円に対して、今回 39 億円ということで、約 30 億円の増額になっている。

増額の理由については、担当課の方から詳しい説明があるが、私の方でもヒアリング時に説明を受け、妥当性があることは確認している。ただし当初 9 億円の事業に対して、30 億円増えているので、委員の皆様にもお話を聞いていただき、事業の妥当性というものを皆さんにも確認いただいた方がいいと考え、審議としている。

なお、先ほどの災害関連の事業ではなく、淡々とする急傾斜地の対策事業ということにご留意いただきたい。

【建設部河川砂防課】

（事業内容等の説明）

《 質 疑 》

【厚井委員】

大きく 30 億増えている内訳としては、2 つあって、当初想定していなかった崖錐堆積物、これは不安定土砂として新たに対策が必要になったことが 1 点。

次に搬入路であるが、予定された用地に家が建ってしまった結果、新たな施行ヤードや搬入用道路を整備する必要が生じ、そのための騒音対策とか、事業費が増えてしまったところである。

そもそも、100m級の斜面はかなり大規模となるので、色々な条件が重なって、かなりの増額になったものと理解している。

当初想定の甘さも当然あるが、札幌市内でもあり、山際まで家が入っているので、かなり緊急性の高い事業であることにご留意いただきたい。

【中津川副委員長】

先ほどのパンケ新得川より深刻に見える。ここは人工的に切土した斜面か。

【砂防災害課】

自然斜面となる。

崖下の区分だけが宅造のために一部斜面が法尻側を切って、擁壁で抑えているような状況となる。

【中津川副委員長】

とはいえ、土砂災害警戒区域に指定されている。

要するに、リスクがありながら、かなりの時間がかかっていること、万が一災害が起きた時に行政の不作为による遅延というのが問題になる可能性があり、そこを心配している。

当初の積み上げが甘く、斜面の状況が今分かったというところ。空き地に家が建ったなどの事情もあると思うが、何をやるべきかという問題も見えてきた中、完了予定まで何故こんなに時間がかかるのか。緊急性がありながら、これほど時間がかかる理由は何か。

【砂防災害課】

河川の場合、元々管理している河川敷地などの土地があるが、砂防事業、急傾斜地事業の場合は、用地を取得しないと事業を入れられず、最初にその法律の網掛けをする。それに 3 年ぐらいかかる。調査設計をして必要な範囲を出し、今度は用地測量をし、この網掛けとなる急傾斜地崩壊危険区域という区域をかけた範囲内で実際の事業を入れることとなる。この区域をかけると多くの時間がかかる。

また、その区域をかけるに当たって、地元の了解が必要となるが、急傾斜地崩壊対策事業

という性質上、土地を寄付していただく必要がある。他の事業は用地買収ということで、土地を買収できるが、元々この急傾斜地法自体が斜面の所有者が対策するという考えにあり、道に無償で土地を提供することとなる。斜面に木があれば、物件については補償するが、土地を寄付するというのは、なかなか地元の理解が得られない場合がある。総論としては危ないから整備が必要となるが、自分の土地は嫌だと言われ、斜面一連でなかなか用地が確保できず、他の地区では用地が確保できた範囲から工事を着手している状況にある。

なお、本地区がここまで遅くなっているのは、斜面の対策の範囲が変更になったこと、大規模な計画変更から設計にかなりの時間がかかった結果である。コロナ禍の影響もあり住民説明会の開催がなかなか調整できなかったこともあり、ようやく今年開催し、今後対策していくとした状況となっている。

【中津川副委員長】

どんな工法でやっていくかとか、どのくらい費用がかかるかというのは、難しいところもあるが、今話されたことは、事業立ち上げる平成30年ぐらいに想定できる話。そうした見通しが立ったからこそ事業を立ち上げた訳で、それが何年も経過してというところは納得できない。

確かにコロナ禍の影響から住民説明会に何年もかかったかもしれないが、調査の結果から斜面の状況も判明してきた中、完成までかなり時間がかかるというのが納得できない。

地元の反応はどうなのか。こんな危ないところに住んでいて「早く対策してくれ」という声は、かなり上がっているのではないかと。このような進め方をしていると、何かあれば責任を問われるのではないかと。その辺は大丈夫か。

【河川砂防課】

地元からの要望ということで市を通して要望書も毎年いただいております。町内会長も先日現地でお会いしましたが、早く整備をして欲しいという話を言われている。ただし、「土地の寄付は」という話もあり、自分の土地には用地をかけないで欲しい。対策はやって欲しいが自分には影響しない範囲でやって欲しいという地元の要望がある。

ご指摘のとおりこの状況で被災をしたらということもあり、用地の処理が出来次第、まず一番最下欄の仮設の防護を先行して、まず安全を図った上で、本施設の施工というものは考えていきたい。

【中津川副委員長】

そういう最低限の措置というか、安全措置、それは時間がかかる事業であればやって欲しい。次にソフト対策であるが、土砂災害警戒区域なので、避難指示等のソフト対策も含めて連携しながら取り組んでいただかないと、大きな問題になるのではないかと。思う。

【中前委員】

空き地に家屋が建ったことで計画が変わってしまったという話であるが、ここに家屋が建ったから工事ができなくなり、事業規模が大きくなったのであれば、この用地を工事が終わるまで売らないようにできないのかと思ってしまう。売るのを待ってもらうことはできないのか。

【河川砂防課】

民民の話であり、「家を建てるのを待ってください」といったところまでは、事例がない。

【中前委員】

トータルで考えれば、道で土地を買うとした対策ができれば、金額的にはそこまでを大きくならなかったのではないかと。今までやった事例がないということであるが、そういう対策も今後考えるべきである。

【千葉委員】

今の中前委員の意見はもっともだと思う。そこで確認であるが、この家を建てた所有者がこの土地を元々持っていたということか、それとも、この計画の以降に、誰か別の方が買って、家を建てたということか。

もし、後者の状況であれば、道としてはいくらでも対策を立てられたような気がするし、工事の増額を考えたら、全然割に合わないような増額をしなくても済んだのではないかという気がする。

ただ、従前から持っていた方が家を建ててしまったというのであれば、ある程度仕方がないのかなと思われるが、その辺は如何か。

【河川砂防課】

現時点で、その情報は持っていない。

【千葉委員】

もし分かるようであれば、後日、情報を教えていただきたい。

【渡部委員長】

この事業に関しては、どうにもならないと思うが、今後同様の案件が出たときに、どういう対策を取れるのかを考えるのは重要なことだと思うので、調べてみていただけたらと思う。

【有村委員】

もともとの総事業費が9億円だったというのが、マニュアル改定前で考えたときに、便益が今と比べるとかなり小さく出てしまうので、事業費としては9億円で抑えるしかなかったのではないかと邪推してしまう。つまり、当時フルスペックで調査をすると今回の金額39億近くなり、事業化はできなかったという風に見える。マニュアル改定より便益がかなり大きく出るようになったので、ある程度の自由度が生まれそこで調査をした結果、これがどうも安全だということで39億の事業費が積まれているのではないか。

ただし、B/Cも1.9あるので、まだ事業費を上げられる可能性はある。ただし、人家や事業所の数はほぼ変わっていないことから、オーバースペックになることは避けながら、必要な安全が確保されるような説明をしていただくことが求められる。

当初の総事業費9億円だが、こうしたところが足かせになってしまった可能性がないか。

【河川砂防課】

先ほど、当時の考え方の妥当性という部分で説明をしたが、必要な対策ということで当初は土留柵工を岩盤がない下の層のみに入れる計画とし、この額で納まっていたという考えである。

【渡部委員長】

もしもマニュアルが変更されていなければ、当初B/Cは1以下になるのでは。

【砂防災課】

B/C=1を確保できない場合、そこに公共投資Cをかけられないのが当然の指標であり、それに対して何かをするという訳ではない。あくまでも必要かつ最低限の範囲でCを算出している。

【有村委員】

了解した。

土砂災害警戒区域ということだが、都市計画では居住誘導区域があるが、当然これに入っていないかと思うが、将来的にこうした土地に人を住ませるべきかを含めた長期的な対策を考えていただければと思う。

【渡部委員長】

普通に考えて、当初の見込みが甘いと感じる。例えば、斜面上部の崖錐堆積物については、斜面が急なので現場に行きにくいとは思いますが、踏査すれば分かる話である。

斜面下部の崖錐堆積物の厚さは、ボーリングで調査をしてみないと分からないが、上部の不安定土砂の有無は踏査で分かる。現場を見ていないのではないかという疑念を感じる案件である。

また、空き地に家が建ってしまったということについては、これは道の準備期間が長すぎて状況変わってしまったという道側の落ち度もあるかもしれない。一方で民間の活動なので、それは止められないというところもあり、難しいところかと思われる。

既に人が住んでいる以上、整備を進めるとするのは致し方ないが、反省するところが非常に多い案件である。計画の精度も色々なレベルがあり、事前の踏査による調査精度の向上、当初の前提や状況変化に対する対応、例えば空き地に家が建ったというのは、前提が変わることなので、それを防止する方法はあるかと思われる。事業の必要性は高いが、こうした反省を今後に反映していただきたい。

なお、当初分かり得るものを分からないまま、後から変更しているとか、止められたであろう状況変化を見過ごしていたものについて、何らかの付帯意見を付けたく思うが如何か。若しくは議事録に意見として残すこととするか。

【中津川副委員長】

遅れていることに問題がある。早くやらないと駄目なのに、進め方に不備があって、結果として遅延に繋がっているということ。そこについてはきちっと付帯意見を付けた方が良いと思われる。

【厚井委員】

付帯意見を付けることでよろしいかと。

なお、今後の対応方針であるが、例えば、現地の地形等に合わせた施工範囲及び施設の割り付け等の変更ということで、国土地理院地図（5mDEM）の活用としているが、前からこういったことは既に行われているのではないか。もう少し踏み込んで、グライダー等を飛ばす、道総研に地形測量してもらおうとか、是非検討していただければと思う。

また、先ほど、渡部委員長の発言のとおり現地踏査するのも非常に重要であり、そこも徹底していただきたい。

【中前委員】

私の方で、後で専決報告させていただく事業についても、ほぼ似たような案件の地区があり、そこも一緒に合わせて聞いていただければと思う。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

当該地区の対処方針について、付帯意見付きでの「継続」を認める。

議事（1）⑩

厚井委員担当地区（専決地区）

08-24 総合流域防災事業費（社会資本整備総合交付金）音更宝来本通6丁目1その2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【厚井委員】（専決理由）

（音更宝来本通 6 丁目 1 その 2）

3.9 億円の増額の主な内訳であるが、調査結果に伴い土留柵工の杭規格等の変更が生じ 1.6 億円の増、積算基準の改定に伴い 1.2 億円の増としている。

なお、この地区は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、着実に事業を進めていただく必要あり、B/C についても 2.40 と十分な値であったことから、専決と判断した。

中前委員担当地区（専決地区）

08-25 総合流域防災事業費（社会資本整備総合交付金）留萌礼受

08-27 急傾斜地崩壊対策事業費（社会資本整備総合交付金）釧路町老若舞

08-28 急傾斜地崩壊対策事業費（事業間連携砂防等事業費補助）留萌南町 4 丁目 2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（資料 3 により事業概要説明）

【中前委員】（専決理由）

（留萌礼受）

はじめに留萌礼受地区は雪崩対策事業となるが、地形調査の結果から対策斜面が拡大し 4 億円の増としている。また、地質調査の結果、地盤支持層が深いことが確認され、直接基礎から杭基礎に変更することで 2 億円の増とし、事業期間が 4 年延伸されている。

ただし、事業の必要性は高く、B/C も 1.68 と 1 以上が確保されていることから、専決と判断した。

（釧路町老若舞）

次に釧路町老若舞であるが、この地区は厚井委員の担当地区（札幌西野 9）と指摘内容がほぼ重複していたことから専決としたが、実際には委員会で審議するレベルと思っている。

前回評価では総事業費 7 億円であったが、13 億円の増額が生じている。当初予定していた施工ヤードが使用不可となり、人力による資材運搬や仮設足場を新たに設ける必要が生じたことや岩盤の掘削量が増えたこと、測量設計や関係機関との協議により、事業期間の延伸も生じている。

急傾斜地事業の特性として、関係者との調整に時間がかかるというのは最初から想定すべきだが、当初計画では 2017 年に完成予定、事業期間は 4 年としてものが、前回評価では 6 年の延伸、さらに今回評価で 8 年もの延伸としている。その間にも総事業費は前回評価の倍から今回評価の三倍まで膨れ上がっており、かなり厳しい内容である。

ただし、札幌西野 9 で審議されていたが、担当課による対応方針をきちんと実施していたければ、今後は解決できると思われるので、今回は本地区を専決と判断している。

（留萌南町 4 丁目 2）

次に留萌南町 4 丁目 2 であるが、先の釧路町老若舞地区よりも増額が少なく、内容も積算改定による杭規格の変更、斜面上にできたクラック（雪崩の危険性）が確認されたことによる雪崩防止策の追加である。変更内容も妥当であること、B/C も 1.44 と 1 以上が確保されていることから、専決と判断した。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら4地区の対処方針について、「継続」を認める。

議事（2）令和5年度公共事業再評価対象地区の審議（一覧表評価：40地区）

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（一次政策評価結果等の報告）

《 質 疑 》

【千葉委員】

建設部所管事業1地区であるが、事業採択後5年が経過し未着手とあるが、その理由を確認させていただきたい。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

ご質問の地区は、整理番号72、札幌南10条西23丁目 急傾斜地の事業となる。
「5年経過で未着手」の理由については、地区が札幌市の住宅密集地にあり、昨今のコロナ渦の影響で住民説明会などが行えず、地元協議に時間を要したためとしている。

《 対処方針 》

【渡部委員長】

これら40地区の対処方針について、「継続」を認める。

審議結果総括

【渡部委員長】

これより、本日の審議結果の総括を行う。

本日審議した公共事業再評価対象の全83地区の対処方針について、「継続」とする。

ただし、急傾斜地崩壊対策事業費に対しては付帯意見を付すこととする。
また、具体的な文言については委員長にご一任いただきたい。

議事（3）その他

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（令和5年度第3回北海道政策評価委員会開催に係る連絡等）

3 閉 会